

## 近世伊勢神宮領における動物の穢れと生類憐れみ

塚本 明

### 【要約】

伊勢神宮領では、人間の死や産などの穢に準じて、動物の穢れが強く忌まれた。動物のなかでも特に犬の穢れが重視され、宇治・山田の地で犬を飼うことは規定上は禁じられている。糞尿を理由とするものではなく、出産や死、また死体の一部や骨など死穢を伴うものを銜えて宮中に侵入することによる触穢の発生を警戒したためであった。二十年ごとに行われる遷宮のための用材が伊勢に着岸する前などには、恒例の行事として「犬狩」が行われる。遷宮とは関わりなく犬が徘徊する状況下で、神宮ではなく住民組織が主体となつて実施された犬狩もあった。犬狩を行う空間は宮中・宮山と市中とに分かれ、実施主体も異なる。特に、住民組織の三方会合・宇治会合の下に位置する被差別身分集団、拜田・牛谷の民の役割が注目される。さて元禄期には生類憐れみ令が伊勢神宮領にも伝えられ、その後も山田奉行から生類憐れみの指示があった。幕府・山田奉行側の政策にもかかわらず神宮側は、儀式としての犬狩の実施・継続を強く求めた。幕末期に「古式」通りの犬狩復活を主張したのは、朝廷の働き掛けに伴う旧儀復興の動きに加えて、被差別民や異国人に対する禁忌意識の高まりという社会状況が影響したものと思われる。

### はじめに

動物の死や産に伴う穢れは、神社世界の触穢体系において人の場合に準じて規定され、人々の行動に規制を加えていた。動物のなかでもとり

わけ犬は、その存在自体が忌まれ、前近代の伊勢神宮領においては、犬を排除するための「犬狩」がしばしば行われている。穢れという觀念が歴史的に人々の生活にどのような影響を与えたかを総体として考えるために、近世伊勢神宮領における、動物が起因の穢れの実態と理念、その時期的変化を跡付けることが本稿の課題である。<sup>1)</sup>

動物を忌んだ伊勢神宮世界は、一方で殺生禁断を旨とし、神社領の清浄さの表現とするとともに、これを根拠として諸役を免れ、世俗諸権力の介入を拒絶した。動物を「忌避」することはともかく、「犬狩」と「殺生禁断」とは相反する可能性があるであろう。「犬狩」は誰の手でどのようになされたのか。先稿において伊勢神宮領宇治・山田の非人集団、拜田・牛谷の民が、一般住民の穢れの忌避に重要な役割を果たしたことを見たが、その彼らが「犬狩」を担当していることも指摘した<sup>2)</sup>。動物の穢れを忌んだ古代・中世の京都で、被差別民による犬狩が行われたことは既に明らかにされている<sup>3)</sup>。だが近世の伊勢神宮領において犬狩は、三方会合・宇治会合の住民らが神宮に対して勤める役負担としても存在していた。「犬狩」の体制とその実態、また時期的変化を明らかにしなければならぬ。

穢れについての認識は、江戸時代を通して不変であった訳ではない。動物の穢れについても同様である。例えば江戸前期において神宮領にお

ける牛馬の焼死は、人の焼死と同様に市中一体の触穢の原因となった。だが一八世紀半ばを境にそれは解消される<sup>6)</sup>。経済活動が拡大するなかで触穢の多発が桎梏となったことを背景に、動物を人に準じてとらえる観念が低下していったものと考えられる。一方で肉食に伴う穢れ観念は、被差別民を忌避する理屈として、主として一九世紀以降に宇治・山田社会で強く意識されるようになった。これは神宮世界内部での動きではなく、幕府側（山田奉行）の政策を受けてのものであった<sup>7)</sup>。この肉食の穢れについての観念は、幕末に異国人が接近するなかで、別の意味を伴ってくる<sup>8)</sup>。

江戸時代を通して触穢の適用は、しばしば幕府・山田奉行の方針により影響を受け、変更が加えられた。元禄年間の生類憐れみ政策を始め、幕府側からの動物愛護政策は、伊勢神宮領における動物の穢れ観念とその触穢への適用にどのような影響を与えたのであろうか。動物の穢れを題材としながら、当時の伊勢神宮と幕府・山田奉行、そして住民社会との関係をも検討することとしたい。

## 一、動物忌避の規定と方法

### (1) 動物忌避の理由

神宮領において、なぜ動物を忌避するのか。なかでも犬を特に忌むのはいかなる理由によるのか。昭和初期に編纂された「宇治山田市史資料」<sup>9)</sup>では、次のように説明する。

次ニ又御木曳前ニハ、宮中ノ犬狩ト云ヘルコトアリ、コハ何年代ヨリ執行セラレシヤ詳ナラサレドモ、当市ハ神宮御所在ノ靈地ナルニヨリ、古来清浄ヲ尚ビ、触穢禁忌ノ法度ノ嚴重ナリシノミナラズ、

六種ノ家畜即チ馬牛羊犬豚雉ノ他ノ獸類ハ宮川内ニ入ルヲ禁セシガ、六畜ノ中ニテモ犬ハ飼主アルモ其ノ監守甚困難ニシテ、自由ニ四方ニ奔走シ、隨所ニ放尿脱糞シ、動モスレハ宮中ヲ汚スコトアリ、是ヲ以テ山田三方会合所ニ於テハ犬之滅滅方法ヲ講究シ、享保二年（二一〇年前）十月二日ニハ各町ヘ左之如ク申渡セリ

「宮川内」の神宮領においては、清浄を尊び触穢を禁忌とするために、犬を含む六種類の家畜以外は入ることを禁じていた。だが六畜のうちで犬は、飼い主がその行動を管理することが困難で、いたる所で「放尿脱糞」し、ともしれば宮中を汚すこともある。その対策として犬狩が行われたのだ、と。

ここで「穢れ」は、糞尿の問題として説明されている。確かに江戸時代中の史料のなかには、犬が遷宮用の神木に「不浄」を仕掛けるゆえに排除する、という記述が見られる。だがこの「不浄」の示すものは決して「糞尿」ではない。正徳三（一七一三）年間五月一六日に外宮家司の森主税は、「此節外宮宮中犬徘徊」という状況だが「尤不浄之儀当分不見当候」、だが行く末が心許ないので犬狩をしたい旨を内宮側と相談している。日常的な生理現象である犬の糞尿が「当分不見当」ということはありえない。

文化二（一八〇五）年九月二〇日に内宮の長官機構は宮奉行に対して、「文殿齋館近辺江犬徘徊」という状況のため「自然床下江子産など致し候而ハ不浄二候」としており、出産の穢れを念頭に置いていることは明らかである。前近代社会において動物の糞尿が触穢観念との関係で禁忌の対象となることは、基本的になかった。

出産に加えて穢れを発生させるもう一つの要因があり、そしてこれが、動物のなかで特に犬が忌避される理由でもあった。生類憐れみ政策が打

ち出され、動物の扱いをめぐり緊張が高まった時期の、山田奉行と神宮側とのやりとりから見てもよい。

貞享四（一六八七）年五月、生類憐れみ令が山田奉行から神宮に伝達され、なかでも犬を特に保護すべきことが命じられた。神宮側は、犬は遷宮用の神木に「不浄」を仕掛けるために排除したいと願い出る。山田奉行側から「不浄」の理由を糺された神宮側は、七月九日に次のように答える<sup>80</sup>。

一、九日小林へ差上候口上之覚書二通如左

口上之覚

一、御造替之御木に不浄仕懸候事犬斗二限間敷候由之御事

右之儀者、当地墓所山野二構え候故、墓所を掘出し死人之頭骨

手足等喰持来候而触穢に成申儀有之候、且又犬子産候処も触穢

に成申に付、御遷宮之節ハ古来方別而禁之来申候御事

一、猫鶯鶉惣而鳥類杯も不浄仕懸候義可有之候由之御事、右猫之

儀往古方禁申事無御座候、其故者遙人家を離れ墓所掘申事も無

御座候故禁不申義と奉存候、鳥類之儀者ふせき可申様無御座候、

猶鳥類子産申所触穢に者成不申候、以上

犬が発生させる「不浄」には、死や出産に加えて、墓所を掘り出し死体の骨等を銜えて来ることがあり、「喰入れ」として古くから忌まれていた。他の動物も同様ではないかとの尋問に対して、猫は人家を離れて墓を掘るようなことはなく、そのため古来より犬とは違う扱いを受けているのだとし、鳥類については防ぎようがない（ゆえに許容する）、とする。お産については鳥は触穢にならず、別の返答では猫の場合も同様だという。なぜ猫は良くて犬は駄目なのか。再度問われた神宮は「猫之子を産候所触穢に成申段ハ記文二茂不申、従古触穢二者致不来候」とす

るのみである。犬（牛馬も同様であるが）のお産は触穢となり猫はならないのは、「記文」、すなわち神宮にとつての基本法典たる「文保記」「永正記」等の触穢規定に載っているか否かによつていた。そして「文保記」も「永正記」も、動物の触穢規定は糞尿という衛生観念からのものではなく、あくまで死（喰入れ）を含むと産の忌避に限定されていた。

犬が死体の一部や骨を銜えて侵入することで触穢となる危惧は、観念の世界に留まる訳ではない。享保一一（一七二六）年六月のことであるが、尾部坂近くの山田下三郷の墓所が近頃は畑として開発が進み、触穢になりかねないとして外宮が問題視し、内宮と協議している。古骨が散乱し「犬など何方へくわへ可行茂不相知」であり、また遷宮を控えた時期で「此頃彼是町内ニ取沙汰茂有之」としている。神宮の神官たちはもちろん、宇治・山田市中にも犬のこうした行為に伴う触穢の発生についての認識が存在したことが分かる。

なお穢れ観念とは一応無関係に、放し飼いの犬や野良犬が参宮客に食い付くなどの危害を及ぼす恐れはあり、これを理由にした犬狩も、三方会合・宇治会合の申請により行われることがあった。諸国から訪れた参宮客が抱き、帰国後に伝える評判は、宇治・山田社会の成り立ちにとつて極めて重要であり、参宮客を厚く保護することは、神宮・住民組織ともに江戸時代を通して強く意識されていた。

## （2）動物禁忌の規定

前節で犬を「穢れ」として神宮世界が忌避する理由を見たが、そもそも規定に遡って見ておこう。「永正記」には次の規定が見られる。

一、触穢日数。

人死穢三十日。五體不具七日。馬牛犬猪鹿斃五個日。五體不具三個日。或手足或頭或骨類也。雖無手足令六腑相統者。猶人三十日。畜類五日。無血氣古骨非穢限矣。但古骨掃除之人。当日不參宮。  
 （中略）

一、生産穢。付別門中立桶等事

人。七日。馬牛犬。三日。流産人。三十日。馬牛犬流産。五日。以上在甲乙丙。

産婦百日不參太神宮。不同宿同火。夫一日無憚矣。猪鹿生子穢如牛馬。有死穢物。有生穢之故也。

神祇式曰。六畜産三日。鶏非忌限。

細部の表現は異なるものの、基本的に同内容の規定が「文保記」にも存在する。馬・牛・犬・猪・鹿の死、「五体不具」、産、流産の穢れは、人の規定に準じて日数が決められていた。対象となる動物は、神祇式によれば「六畜」、すなわち牛・馬・羊・豚（猪）・犬・鶏の六種であるが、最後の鶏については忌まない。「文保記」「永正記」で、神祇式の規定から羊と豚が外れ、猪と鹿が加えられているのは、動物と接触する度合い、実態に応じてのことであっただろう。

「文保記」「永正記」に種々の動物が登場するのは右の包括的な規定くらいで、個別具体的な事例に則した規定では、専ら犬が問題となる。お座時の事例のほか、人間の「小兒」（の死体）や死体の一部と疑わしきものを犬が銜えて通った際の穢れについて定めたものである。埋葬の制が必ずしも定着していない中世までの社会では、路傍や河原などに死体が放置されるのはそう珍しいことではなかった。犬がこうした死体を食いちぎり、これを銜えて穢れをまき散らし、神事や国家的な行事が幾度となく延期・停止に追い込まれたことも、周知の事実である。

猫や鹿などと異なり犬を特に排除する理屈は、古代以来の規定に倣っていた。ただし「文保記」「永正記」では、鳥が「穢物」を銜えて飛んできた場合について、触穢となる可能性を否定していない。前節で見たように、生類憐れみ政策をめぐる山田奉行の尋問に対して神宮神官は、鳥の場合は防ぐのが困難であるから触穢を適用しないと返答したが、これは古来の規定に基づくものではなかった。

さて、近世の伊勢神宮が定めた服忌令でも、馬・牛・犬・猪・鹿のお産を三日の穢れとするなど、右に見てきた内容を踏襲する。ここでは、市中一体の触穢となる事例を見ておきたい。服忌令三六か条目には次のようにある。

一、触穢

若於宮地有死人三十日穢、手足頭骨類斗有之者七ケ日穢、馬牛犬等死有之者五ケ日穢、四足頭骨類者三ケ日穢

右穢物有宮中境内者、両宮并領内為触穢、此時諸神事并御饗調進止之、諸參宮人両宮不入内院於外院奉拜、件穢物宮地之外在家有之者其家内計為触穢之

但於在家死人有之時、其家一昼夜不葬置之者両宮并領内触穢

火災時有人馬牛焼死者、其有死之地百ケ日穢、其外両宮并領内七ケ日触穢

神宮の宮中境内に動物を含めた死体や骨があった場合は、神宮領全体が触穢となり神事や御饗が停止され、参宮人の参拜場所も制限が加えられる。これは「四足」の動物について適用され、鳥に関する規定はない。そして領内に火災が発生し、人だけではなく馬と牛が焼死した場合にも、領内七か日間の触穢となる。これは馬と牛に限定されており、犬の焼死についての規定は見られず、また実際の事例として確認できるのも牛馬

についてのもののみである。

(3) 飼犬の実態と忌避

犬は繋ぎ止めていない場合が多く、牛馬など他の動物と違い、触穢につながる死やお産、穢物を銜え持つなどの行動を管理することは容易ではなかった。「永正記」では、「飼犬事不浄基。鬪諍種也。更無其要也」として、犬を飼うことを止める。慶安五（一六五二）年にまとめられた「宮中法式之大概」でも、「永正記」を踏襲して犬のほか鴨や小鳥をも飼うことが禁じられている<sup>10</sup>。ただしこれは神宮宮中に限定したことであり、領内の住民を拘束するものではない。例えば、安永三（一七七四）年六月三日には、犬狩を前に宇治会合から次のような廻文が伝えられた（これは犬狩を行う場合はほぼ必ず出されるものである）。

一、同日廻文

此節町々致犬狩候二付、飼犬者可繋置由二候、尤人を害し候犬者御飼置有之間敷候、若他方門内江入候犬者早速追出候様二との事

二候、右為御心得如此二候、已上

六月三日 内宮家司大夫

御神主中

権任衆中

宛先の「御神主中」とは神宮の中核である十人の神官（十神主）、「権任衆中」はそれに就く資格を持つ神官の階層を指す。彼らは神宮家という資格を持ち、宇治・山田に居住しつつも別格の扱いを受けていた。この廻文の作成主体は住民組織たる宇治会合で、市中住民に指揮命令権を持つが、神宮家については管轄外で、神宮機構を通して伝達することになっていた。その神宮家に対しても、飼犬という存在がありうることを

前提に、犬狩の対象とならないよう飼犬を繋ぎ置くべしとの廻文が出されているのである。

なお、同様に遷木着岸を控えた享保六（一七二一）年一〇月（遷宮は同一四年）には、山田奉行所の承認を得て、宇治会合による神宮領の「犬改」が行われた。宇治会合が管轄する周辺在郷である楠部村では、飼犬二匹、野犬六匹が村内に居る旨を返答している。恐らくこの調査は、その趣旨から町在を問わず行われたものと思われる。翌年一〇月一七日には、山田奉行から飼犬と野犬とを峻別し、飼犬は縄をかけて野放しにしないようにと命じられた<sup>11</sup>。

これらの事例は、理念上は犬を嫌忌する伊勢神宮領においても、実態としては飼犬がそう珍しいことではなかったことを示している。元禄一五（一七〇二）年四月、内宮・外宮の「十神主」について飼犬の有無が尋ねられたところ、当時の内宮の藤波十神主（序列が十番目の神主）は、犬を一匹飼っていることが報告されている。神宮の中核に位置する神官ですら犬を飼育していたという事実は、伊勢神宮領でも犬と人間との関係がそれなりに深いものであったことを思わせる<sup>12</sup>。

犬を宇治・山田から他へ移すことも、江戸時代中を通じて何度か試みられたようだ。享保二（一七一七）年一〇月二日には、山田三方会合から町々に、会合の費用負担で「北伊勢、西方山中島方」の村々に所縁がある御師（神宮の下級神官）より、犬を一、二匹つつ貰うように依頼することを命じている。なお同時に犬の子は産後すぐに取り除けて「生立」しないように、そして「生立」の町々は処罰することとしている<sup>13</sup>。

元禄の生類憐れみ政策に際しては、犬を三河まで移送したとも伝えられる。そして寛保二（一七四二）年時にも、先例に倣って犬狩の上で「三河路」へ遣わしたいとの神宮の願書が山田奉行所に出された<sup>14</sup>。三

河の吉田と伊勢とを結ぶ船を利用したものであったようだ<sup>15)</sup>。

いずれにしてもこうした方策は、動物に伴う触穢を避けるために十分なものではなかった。

## 二、犬狩の類型と体制

### (1) 犬狩の実施時期と手続き

江戸時代中に伊勢神宮領で行われた犬狩について、管見の限りでの事例を表にまとめた<sup>16)</sup>。犬狩には、まず遷宮に備える行事の一環として行われるものがある。二十一年に一度の遷宮において、必要な用木（遷木）は木曾の山林から尾張藩役人の管轄の下、伊勢湾岸を海上で運ばれてくる。その遷木を「清浄」に保つために、着岸する前に犬狩が行われるのが定例となっていた。

伊勢神宮領において犬狩が何時から行われていたのかは不明だが、中に遡ることは間違いない。享徳二（一四五三）年三月、天正一二（一五八四）年四月に、遷宮前の行事として宇治・山田の町々人足により犬狩が行われたとの記録があり<sup>17)</sup>、また年記は不明だが天正年間（天正一三「一五八五」の遷宮造営時）に外宮作所から「三方御老衆中」に宛てた犬狩の指示書が遺されている<sup>18)</sup>。

遷木は遷宮年の六年前の二月頃に伊勢の外港の鹿海ないし大湊、宮川岸に着岸し、そこから宇治・山田住民による「御木曳き」が行われる。

詳細な経緯が分かる江戸時代中期以降の事例では、その前年の一月頃に、遷木の着岸が近付いたとして奉行所へ犬狩の申請がなされ、この時と着岸直前の翌年二月の両度に実施されるのが、おおよそのパターンである（表には、「定例①」と「定例②」に分けて示した）。書式上は作事

を司る「作所」（十神主の一人）から神宮長官に犬狩の実施の要望が出され、両宮で連絡を取り合った上で、「遷宮奉行」を勤める山田奉行所に申請し、承認を受ける。

なお、外宮では神宮と三方会合とが連名で、内宮では神宮が単独で書面を提出していた。その後、三方会合・年寄会合（両郷年寄）から町々に犬狩が命じられ、町方での犬狩と同日に宮中・宮山についても犬狩が行われた。この手続きは、一八世紀以降にはほぼ毎回同じ様になされ、「如常例」として進められる。遷宮用の材木は宮中の作場に置かれるが、その後も作事中に犬が徘徊するようになると、作所の申請によって臨時の犬狩が行われることがあった。

犬狩は遷木を守るだけでなく、その死と産、そして宮中への「喰入れ」に伴う触穢を防ぐ必要からも行われた。また犬が参宮客に危害を及ぼすことが、宇治・山田市中ではしばしば問題になっている。これらの防止を理由に、遷宮とは無関係に臨時の犬狩が行われる場合もあった。こうした場合は、神宮ではなく住民組織である三方会合・宇治会合から山田奉行に直接出願がなされ、犬狩が実施される。延享元（一七四四）年一月の事例を見てみよう。

（二月一八日）

一、十八日、年寄会合方被申越候ハ、明日町内犬狩致させ候間、左様御心得可被成と申来

一、同日宮奉行会所相招キ申渡候ハ、明日犬狩之義町内方為知有之候間、宮山宮中之義奥口之宮人共江被申付為狩、尤宮奉行ニも被出候而町内之人夫引候上ニ而宮人をも為休候様ニ可被致候段申渡候也

一、同日奥宮年寄川北吉右衛門召寄、明日犬狩町内有之由ニ候間、

## 犬 狩 一 覧 表

日時（発令時。実施日は〔 〕）	類型（定例・臨時）	指示者	備考（背景、出典。特に記載のないものは「神宮編年記」。）
慶安 4（1651）年 6 月 9 日	臨時	神宮（内宮）	「内宮分の頃日郷内犬沢山出来」
万治 2（1659）年 5 月 15 日	遷宮	神宮（内宮）	
寛文 7（1667）年 閏 2 月 3 日	遷宮・定例①	神宮（内宮）	
寛文 7（1667）年 5 月 11 日	遷宮・定例②	神宮（内宮）	
天和 2（1682）年 10 月 10 日	遷宮・定例①	神宮（内宮）	
天和 4（1684）年 6 月 28 日	遷宮	神宮（両宮）	未だ犬狩がない状況下、長官が意向を示す。（「宇治山田市史資料」によれば 27 日に二郷年寄より町内へ申渡。
正徳 3（1713）年 閏 5 月〔9 日〕	臨時	神宮（両宮）	奉行所へ申請。内宮は申請に同意しないが、犬狩は実施。
享保 7（1722）年 5 月 16 日	遷宮	神宮（内宮）	奉行所承認。
享保 7（1722）年 12 月 15 日	遷宮	神宮（内宮）	
寛保 2（1742）年 5 月 12 日〔13 日〕	遷宮・定例①	神宮（内宮）	奉行所承認。
寛保 2（1742）年 7 月 23 日〔26、27 日〕	遷宮・定例①	神宮（外宮）	『神宮御廬山記録 一』
寛保 2（1742）年 8 月 18 日	遷宮・定例②	宇治会合、神宮（内宮）	
寛保 3（1743）年 8 月 20 日〔21、22 日〕	遷宮・定例②	神宮（外宮）	『神宮御廬山記録 一』
延享 1（1744）年 7 月 2 日	臨時	神宮（宮奉行）	
延享 1（1744）年 7 月 20 日〔25、26 日〕	遷宮・定例②カ	神宮（外宮）	「此間宮中二犬二三疋致徘徊、よなよな参道筋へ罷出候二付参宮人彼是評定仕」
延享 1（1744）年 9 月 27 日〔10 月 1、2 日〕	遷宮・定例②カ	神宮（外宮）	『神宮御廬山記録 一』、「宇治山田市史資料」
延享 1（1744）年 11 月 18 日〔19 日〕	臨時	宇治会合、神宮（内宮）	
延享 4（1747）年 4 月 9 日〔11 日、12 日〕	遷宮・定例②カ	神宮（外宮）	『神宮御廬山記録 一』、「宇治山田市史資料」
宝暦 12（1762）年 5 月 28 日	遷宮・定例①	神宮（内宮）	27 日、奉行所承認。
宝暦 12（1762）年 6 月 7 日	遷宮・定例①	神宮（外宮）	『神宮御廬山記録 一』、「宇治山田市史資料」11 日、奉行所承認。
宝暦 12（1762）年 11 月 19 日〔20 日〕	遷宮・定例②カ	宇治会合、神宮（内宮）	
宝暦 12（1762）年 12 月 6 日〔11 日〕	遷宮・定例②	神宮（外宮）	『神宮御廬山記録 一』
宝暦 13（1763）年 2 月 1 日	遷宮・定例②	神宮（内宮）	
明和 3（1766）年 11 月 16 日〔19 日〕	遷宮・臨時	神宮（内宮）	「近頃ハ宮中犬徘徊」
安永 3（1774）年 6 月 3 日	臨時	宇治会合、神宮（内宮）	神宮へ連絡。人害し候犬飼置間敷。
天明 2（1782）年 11 月 4 日〔5 日〕	遷宮・定例①	神宮（内宮）	奉行所承認。
天明 3（1783）年 2 月 23 日	遷宮・定例②	神宮（内宮）	
寛政 2（1790）年 2 月 11 日	臨時	宇治会合、神宮（内宮）	町在狼獵、「宮山も有之候事、為心得申進」
寛政 8（1796）年 4 月 22 日	臨時	宇治会合、神宮（内宮）	病犬が人に食付。宮山へ籠。
享和 2（1802）年 11 月 6 日〔7 日〕	遷宮・定例①	神宮（内宮）	奉行所承認。
享和 3（1803）年 閏 1 月 15 日	遷宮	宇治会合、神宮（内宮）	
享和 3（1803）年 2 月 13 日〔16 日〕	遷宮・定例②	神宮（内宮）	
文化 4（1807）年 11 月 18 日〔19 日〕	臨時	神宮（宮奉行）	「宮中御庭作場江犬数多致徘徊」
文政 5（1822）年 10 月 21 日	遷宮・定例①	神宮（内宮）	奉行所承認。
文政 5（1822）年 11 月 14 日	遷宮	神宮（宮奉行）	大場宮人 15 人、奥宮宮人 6 人、宮山犬狩。一円見請不申。
文政 6（1823）年 2 月 5 日〔7 日〕	遷宮・定例②	神宮（内宮）	
文政 7（1824）年 4 月 14 日	遷宮	神宮（外宮）	『神宮御廬山記録 二』
文政 9（1826）年 1 月 19 日〔20 日〕	遷宮（臨時）	神宮（内宮）	作場二犬徘徊。20 日犬狩。宮中も。
天保 11（1840）年 4 月 5 日	臨時	神宮（内宮）	狼出、狩人宮山へ立入の儀を相談。
天保 13（1842）年 11 月 9 日〔11 日〕	遷宮・定例①	宇治会合、神宮（内宮）	
天保 14（1843）年 2 月 6 日〔7 日〕	遷宮・定例②	宇治会合、神宮（内宮）	
文久 2（1862）年 10 月 21 日	遷宮・定例①	神宮（外宮）	奉行所承認。「神宮編年記」（外宮分）
文久 2（1862）年 11 月 9 日	遷宮	神宮（外宮）	「神宮編年記」（外宮分）
文久 3（1863）年 2 月 3 日〔4 日〕	遷宮・定例②	神宮（内宮）	

宮人江申渡宮山ニ致徘徊候犬有之候ハ、狩出し町江追下し候様ニ可致候と申渡ス

一、同日作所江申遣候趣如左

明日宮山犬狩有之候、万一御作事場辺へ出候ハ、町江追出候様

ニ小工江御申付可有之候、已上

十一月十八日 内家司大夫

藤波大進殿

神宮の意向とは無関係に、年寄会合（宇治会合）の申し出により町内の犬狩が行われることになった。だが町内のみの犬狩では犬が宮山へ逃げ込む可能性がある。宇治会合からの報せを受けた神宮では、宮奉行と奥宮年寄、そして作所のそれぞれに周知し、神宮でも犬狩Ⅱ町への追いつけ落しを行うことを申し渡している。翌一九日の犬狩には宮奉行四名、宮目付二名、それに「犬狩之人数」として三十九名が出役し、場所の警備役としてこのほかに大場宮人三十二名が出ている。

寛保二（一七四二）年八月、宝暦二（一七六二）年一月など、遷宮に伴う定例の犬狩に際しても、宇治会合が犬狩を奉行所に申請し、それに合わせて神宮も実施している事例がある（表で「指示者」欄に「宇治会合」とあるもの）。神領民としての「役」負担に留まらぬ住民組織の主体性は明らかで、触穢忌避のために犬狩を求めたのは神宮神官たちのみではない。

寛保二（一七四二）年、同三年、延享元（一七四四）年のように、犬が多数居るという状況だったためか二日にわたる犬狩が実施されることもあるが<sup>19</sup>、通常は定例の犬狩も臨時のものも、一日で終了しているようだ。

## （2）犬狩の体制

神宮にとって犬狩の主眼は、遷宮の用材と宮中・宮山を、犬を発生源とする触穢から守ることにある。だが宮中・宮山で犬を殺害することは、穢れが発生するために許されることではない<sup>20</sup>。寛保二（一七四二）年八月の犬狩時に内宮は宇治会合に対し「御山宮中にて犬殺候義不罷成」とし、宮中・宮山は神宮で担当するゆえに町々の者が入り込まないよう申し入れている。神宮が行う犬狩は市中へ犬を追い払うのみで、市中では三方会合・宇治会合が管轄する、実質的な犬狩が行われることになる。

内宮宮域と宇治市中という二つの空間での犬狩は、その内容が大きく違うだけでなく、実施する主体も異なる。宮域の犬狩は神宮が管轄し、宮奉行、宮目付、大場宮人、山廻ら概ね二十人から四十人程度の神官が動員されて行われた<sup>21</sup>。宇治市中については、必要な人数に応じて宇治会合から町々へ一定数が割り振られる。町ごとに一、二人づつ（小町は一人）、計十数名程度であったらしい<sup>22</sup>。

一方外宮では、宮山の犬狩も山田の町人足の動員によって行ったように思われる。宝暦二（一七六二）年一二月の犬狩時に外宮は、町々に人足百人を朝四時に一鳥居へ集合させ、宮奉行の指図の下で犬狩を行うことにしているが、「猶又町々之犬も狩り候様」と申し付けた<sup>23</sup>。付言で「町々之犬も」狩るようにとの指示は、本題は宮中・宮山での犬狩であったと考えられよう。他の年次でも、集合場所は神宮の宿館など中枢部であり、そして神宮の「長官家」から出た者の指示を仰ぐように命じられている。山田は宇治に比べ町の規模も大きいためか、人数も一日に六十名から百名程度の動員が掛けられた。一町ごとに三人から八人程度と、町の規模によって基準となる人数が決まっており、ローテーション

で割り振られたようだ<sup>24)</sup>。

「伊勢神宮領」と位置付けられる宇治・山田の住民は、法的には三方会合・宇治会合を通して山田奉行からの統制を受け、年貢・地子の負担はなく、経済的には神宮を「領主」とする実態はない。だがこの犬狩役は、御木曳きや白石持ちなどと同様に、神宮に対する儀礼的な役の一つで、「神領民」たることの裏付けとなるものであった。

なお内宮と外宮、三方会合と宇治会合との間で、特に山田奉行所への申請時に情報は密に交換するものの、手続きはそれぞれ独自に行った。遷木の到着が内宮と外宮とで同じではないこともあるだろう。そのため、宇治と山田（内宮と外宮）とでは、犬狩の実施日時が必ずしも一致する訳ではない。

正徳三（一七一三）年のことだが、外宮宮中・山田市中に犬が多く徘徊している状況のため、外宮側では神宮と三方会合と一緒に山田奉行所に犬狩を出願することになった。内宮側にも呼び掛けたが、内宮では消極的な対応を取った。内宮では犬は見当たらないこと、それに「内宮之儀ハ此節下々皆困窮之事ニ候、犬狩仕ニおゐてハ下郷迄申渡事ニ候得ハ、農作之節皆々難儀之事」を理由として挙げる。時期が閏五月であり、農繁期の下郷（農村地域）を含む役賦課を避けたようだ。結局この時は町々からの人夫動員により小規模な犬狩が実施されたのだが、町在の「神領民」に賦課された犬狩は、遷宮に関わるといふ限りに限って「儀礼的」な役だが、決して負担の軽いものではなかった。

さて、宇治・山田市中において住民組織が管轄した犬狩団は、神宮への「役」として務める一般住民と、拜田・牛谷という非人組織の者から成っていた。拜田・牛谷の犬狩への関与は、犬狩による穢れの発生とその忌避に関連していることが予測される。

(3) 非人組織と犬狩

寛政八（一七九六）年四月のこと、病気の犬が参宮人に食い付き、怪我をさせるといふことがあり、次に見るように内宮長官機構から犬狩が命じられた。

（寛政八年四月二二日）

一、同日宮奉行江遣、如左

病犬ニ候哉、人ニ犬喰付候由、右者犬宮山江籠り候由、町方ニ而者牛谷之者ニ為狩候趣ニ候得共、宮山江者難入込候間、只今方狩出し候様奥口宮人共江御申付可有之候、急ニ人数相集メ候義茂可難致候間、先々今日宮中江致出勤候者共不殘罷出、不参之ものハ追々相集メ狩出させ可然候、目附山廻り等へ茂御申付可然候、狩出し時斗并狩出場所等之義ハ、宮目附方会合小使江申合可然候、勿論今日捕不申候ハ、明日も罷出可申事ニ候

右之段急候事故、以書面申入候、早々可被申付候、以上

四月廿二日

尚々先今日ハ川南迄狩候ニハ及間敷候、本宮之北手小松林辺山通り上など狩候而可然候

宮奉行会所

公文所

宮山は宮奉行の責任において宮中出勤の神官らを集めて実施し、一方町方は「牛谷之者」に狩らせるとしている点が注目される。右の通達本文末尾に、犬狩の時刻と場所を宮目付から会合の小使へ申し合わせるとしているのは、担当エリアの違う二つの犬狩で連携させるためだが、牛谷の者は被差別民であるゆえに、宮山に入り込むことができない旨がわざわざ記されている。なお牛谷の者に神宮が直接指示を下すことはな

く、あくまで彼らは宇治会合の管轄下に属する（拜田の民と三方会合も同様の関係である）。

この犬狩は臨時の場合であるが、寛保二（一七四二）年七月に外宮（山田）で行われた遷宮に伴う犬狩時にも、三方会合は町々に二日間で百人の人足を割り当て、同時に「此方よりも拜田之者差出し、犬捕へ候様二と申渡候」としている<sup>25</sup>。宇治・山田とも一般に町方の犬狩には、「役」として動員される町人足とは別に、牛谷や拜田の被差別民たちが出役していたことを伺わせる。

『宇治山田市史資料』によれば、宝暦五（一七五五）年四月二十九日に、三方会合から町々に次のような申し渡しがなされた。

一、先達申渡候犬之儀、未徘徊致し不浄之沙汰有之候、尚又拜田之者へ敵敷犬取候様に申渡候、賃銭之儀向後其通被申渡候間、其町々御心得可有候との御事に御座候、以上

一、男犬錢二百文

一、女犬錢二百五十文

これ以前の四月四日に、拜田の者に対する酒手として「男犬」一匹百五十文、「女犬」は百文（二百文の誤りか）と触れたことを受けて、金額を増したものである。「女犬」が「男犬」に比べて額が高いのは、出産の穢れを伴うことから、より忌避の必要性が高いためである。三方会合は拜田の者へ犬を捕るよう厳しく申し渡し、どのような犬であつても、捕った所の町が拜田に規定の酒手を支払うこととなつた。

「役」として務める町人人足とは別に被差別民が住民組織に雇われ、そして捕獲する犬の数に応じた報酬額が定められた。これは三方会合が独自に定めたものであるが、町人足役を割り当てる主体が、別途このような金銭規定を設けていることからすれば、実際に犬を捕獲する役割は

主に被差別民が担つたものと思われる<sup>26</sup>。

「役」として動員された一般住民は熊手棒を持つのみであり、犬の捕獲・殺害の道具としては十分とは言えないのに対し、拜田・牛谷の非人集団は棒と網、鎗を持って「家々の表にて犬をころし」たとされる<sup>27</sup>。広義の「犬狩」は、神官以下一般の住民も参加して行われたのだが、彼らの役割は主に犬を追い込むことにあつたのだろう。犬を捕獲し、「犬狩」の目的を最終的に達するのは、被差別民の働きに委ねられた。

### 三、生類憐れみと犬狩

（1）元禄生類憐れみ令と犬狩

五代將軍徳川綱吉が発した生類憐れみ令は、過去には判断能力を失つた統治者による偏執狂的政策との評価がなされていたが、近年は人間をも含む生類の保護を通した新たな民衆支配の側面を持ったことなどが明らかにされている<sup>28</sup>。だが、とりわけ犬の愛護を重視するこの政策は、「犬狩」を公的な行事として行う伊勢神宮領にとって、衝撃を持って受け止められたであろうことは想像に難くない。

神宮領に生類憐れみ政策が最初に伝えられたのは貞享三（一六八六）年一二月のことである。

一、神領中二而犬殺申事、尤打擲も不仕様可申達由被仰付候、其御心得御尤三候、取込候而早々長官へ此段可被仰聞候、以上

十二月四日 皆川勘介

藤波九神主様

山田奉行所の用人の皆川勘介から、内宮十神主の一人藤波九神主を通して内宮長官に、犬の殺害と打擲の禁止が伝えられた。この禁止令は六

日後に訪れた直轄領野後郷の庄屋に対しても伝えられている。内宮別宮の滝原宮が鎮座する野後郷では、犬を飼うことを禁止しており、よそから侵入した犬は「打擲」して来たというが、以後は「唯おひやり申候様ニ」と申し渡された。これらの内容は、宇治・山田市中を始めとする神宮領一般に同様に伝えられたはずである。翌年四月一九日には、生類憐れみ令発布後に「無主犬」に食べ物を与えると厄介が生じるために避ける風潮があることを「不届」とし、「犬斗ニ不限惣而生類人々慈悲之心」を命じる触が山田奉行から出された。

だが、ただでさえ随時犬狩が必要となる宇治・山田において、犬を保護する政策が打ち出されれば「触穢」の危険性は高まることになる。右の触が出されて間もなく、内宮・外宮は、宇治会合・三方会合と連絡を取りつつ、神宮としての主張を山田奉行所に届けた。五月九日に外宮から出されたものを見よう。

進于小林御奉行所書付如左 無宛所

今度被為仰出候御条目之内、犬之義憐可申旨奉得其意候、併彼犬死亡之骨肉手足等持来又者狗生之所宮中触穢に罷成申候、然者御遷宮御材木右之穢物ニ触候時者御用木ニ立不申候二付、御庭作之中従往昔別而禁来り申候、殊件之穢御座候時ハ御饌供進も止申御事御座候、全生をたち申事にてハ無御座候、御書付を以被為仰出候上御断申上候儀恐多申条ニ御座候得共、神慮<sup>神慮</sup>□測奉存御了簡も可有御座候哉と奉窺候、以上

五月九日 外宮長官

神主中

直裁的な文言は避けているが、神宮の通常の神事、また遷宮の維持のために、「全生をたち申事」ではないとして、暗に犬狩の継続の容認を

求めている。

この後、穢れを発生させる危険性の高い犬をどのように避けるかという問題は、元禄年間を通じて、神宮、三方会合・宇治会合、山田奉行所の間でくすぶり続ける。特に遷宮を六年後に控えた元禄一六（一七〇三）年、遷木が伊勢へ着岸する直前には、遷木を犬から守るための方策が、改めて検討されることとなった。そして、もちろん容認はされなかったものの、神宮側は一貫して遷宮の行事としての「犬狩」の実施を志向した。

犬を忌避する対策は、放し飼いになっている犬を個別に繋ぎ留めること（飼い主を特定すること）、犬小屋を設け、野良犬を收容すること、そして幕府・山田奉行の指示により遷木を囲う施設を造ることの三つが行われた。以下それぞれの内容と、犬対策をめぐる神宮や宇治・山田の住民組織、そして幕府・山田奉行の認識を検討しよう。

元禄一〇年二月に内宮は、町内から宮中・宮山に多数の犬が入り込んでいるとして、宇治会合の上野清左衛門に対応を申し入れた。上野は三方会合、また外宮とも協議し、町々で犬を預かり、野良犬の飼犬化を図ることを提案した。ただそれのみでは町の負担が大きいため、外宮家司大夫（長官の家政機関の長）の意向により、師職（御師）が二、三匹づつ犬を預かることで相談がまとまった。愛玩動物としてではなく、あくまで「穢れ」の管理のために、犬の飼育の割り当てが試みられたのである（どのレベルの神官にまで割り振られたものかは分からない）。

犬の出産や死は、それに接した者にも穢れが及ぶため、本来神宮の神官たちにとってその飼育などあってはならないことであった。また野に放たれていた犬を飼育するのは容易なことではなかったであろう。門構えを持つような家とはかく、町並みの家では、昼の間は外へ繋ぎ置き、

夜のみ内へ入れるなどの措置を取っていたようだ。

いずれにせよ「穢れ」の管理のためには、個別の師職ごとに犬が分散するのは得策とは言えない。これと並行して「犬の家」、つまりまとまった収容施設を造ることも試みられた。宇治では三尺四方の「家」が構想され、宇治会合の年寄が「あまりきうくつ（窮屈）」かと唱えたが、とりあえず「入つめ（詰め）」にして収容するという。「入つめ」では犬愛護の精神に反するため、山田奉行に対しては、野犬をある程度慣らした上で個別に繋ぎ飼うための設備、との理屈を上申した。なお、規模や詳細は分からないが、犬の個別飼育と収容施設建造は内宮・外宮（宇治・山田）共に試みられたものである。

だが、これらは遷木保護の根本対策とは成り得なかった。元禄一五（一七〇二）年には、山田奉行の長谷川周防守重頼（重章）が江戸に下向し幕閣と協議の上で、犬を管理するのではなく遷木を犬の接触から保護する「矢来」を設けることが決まった。

遷宮の普請を管轄する作所と相談の上で、内宮では一の鳥居の内、参道の東側など七か所に、長さは十二間から五十間、幅は二間半から二十二間までの、規模の大きな「犬ふせぎかこひ」が築かれることとなった<sup>29</sup>。遷宮の用材は内宮・外宮ともあまり変わらないはずであるが、内宮の方が囲いの間数も人足の駄賃なども多かったようである（「神宮編年記」五月一七日程）。その後、江戸滞在中の山田奉行からも、費用をできるだけ減少するようにとの指示が下る。結局内宮分のみで、大工百六十三人、日用三百四十人分で駄賃が三百三十九匁余、用木代なども含め総費用は七十七両が掛かった。これらは遷宮の費用と同様に幕府から支給されることになった。

こうして遷木の保護という点では一応の解決が図られ、犬狩をする必然性はとりあえずなくなった。だが、神宮は「犬防ぎの囲い」の相談中

にも、引き続き犬狩の許可を求めている。五月七日に山田奉行所と交渉した際の記録を見よう。

（元禄一五年五月七日）

一、七日、守夏小林御屋敷江参上、御取次玉置五郎左衛門殿へ申上候ハ、御宮弥御安全ニ御座候、（中略）扱又七神主申上候ハ、此度御材木へ犬防かこひ被成被下候得者、犬狩仕ニハ不及儀ニ御座候、併此犬狩之儀も前々方之吉例ニ而御座候得者、町内之儀ハ其通二仕、宮中斗其形斗ニ成共仕可然様ニ長官神主中此間も申談候、併犬かこひ被成被下候上ニ又犬狩之儀仕可申と申上候儀如何ニ御座候へとも、是も前々方之吉例ニ而御座候得者、其形斗成とも有之度様ニ存候、此義ハ拙者差当り申上儀ニ御座候と申上候、内蔵助様被仰候ハ、被申処尤ニ存候、扱此犬狩之仕用ハ如何様ニ致事ニ有之候哉と御尋被成候、七神主申上候ハ、御材木宮河へ着岸又ハ鹿海へ着岸申候節、則作所方神宮江御材木着岸候間、犬狩之儀ニ郷年寄江申付候様ニと申越、則長官方家司之状を以ニ郷年寄江申渡、ニ郷年寄方町々郷々江申渡犬狩仕候、其書状口上書等も前々方格式相定り罷有候、此儀茂御遷宮ニ付一ツ之吉例ニ而御座候と申上候、内蔵助様被仰候ハ、扱其犬狩之節、宮中をハ神宮方斗被致候哉と被仰候、七神主申上候ハ、犬狩之儀ハ郷内仕義ニ御座候へハ、宮中へも入込犬狩仕候、尤宮奉行宮人共茂宮中之儀ニ御座候間、随分入念出合申事ニ御座候与申上候へハ、又被仰候者、此度犬狩致度長官神主中被存儀吉例と有之儀候得者、無用共又ハ可然共我等一人之いととして何共難申事ニ候、ケ様ニ犬かこひ被遊候者犬狩被遊間敷との義ニ候処ニ、又犬狩可致共難申上事ニ候、此段者防州江相談ニ遣し可申候と被仰候、七神主申上候ハ、御意

之通犬かこひ被遊候上ニ犬狩ニハ及間敷儀ニ御座候へとも、吉例之儀ニ御座候へハ神宮ニも何とそ形斗ニ成とも宮中斗仕度存候、此犬狩之儀を仕候事其名斗ニ仕、犬をうちたゝき申義ニ而者無御座候、惣而宮中ひろき事ニ御座候故、折々犬抔荒し申候歟又ハ不浄之物有之沙汰など御座候節ハ宮奉行宮人共江申付切々宮中をからせ申事毎度之儀ニ御座候、此度犬狩儀仕候事も毎度之通迄ニ輕ク仕、犬狩と申名を付申迄ニ御座候、此義周防守様江被仰遣被下候義成程輕ク御申遣可被下候、乍恐犬狩を茂仕度様ニ神宮中も存寄候様ニ思召候ハ、又如何様ニ可被思召茂不被存候、兎角神宮中之所存ハ段々申上候通ニ御座候与申上候、内蔵助様被仰候ハ、口上之通一々得其意候、成程防州江茂其旨を以輕ク可申遣候間、左様ニ相心得可申と被仰候、七神主申上候ハ、段々御面動之儀共申上候与申罷歸候、今日差上候遷宮覚書四冊之上書如左（後略）

内宮の七神主である守夏が山田奉行所（小林御屋敷）を訪れ、用人（取次）の玉置五郎左衛門と犬狩について協議を行った。守夏は、「犬防かこひ」によって確かに犬に伴う触穢は避けられるが、犬狩は「前々方之吉例」であるから、町内はともかく宮中だけでも、また形だけでも実施したいと主張する。これは長官・神主中（十神主）の合議の上のことであり、内宮としての公的な主張であった。用人とのその後のやりとりでも、以前よりの「吉例」、形ばかり、名目までのことと繰り返し、また通例の「犬をうちたゝき申」やり方ではない、と念を押す。

神宮にとつての犬狩は、穢れを避けるための実質的な目的よりも、古来から変わらぬ遷宮に伴う一連の儀式の一つである、という意味の方が大きかった。五月二六日に呼び出された守夏は、奉行所の判断として犬狩を容認することはできないと告げられる。「吉例」と言うが、神宮神

官たち自身が出合う訳ではなく「中間とき」者がやることであり、さして重要な神事ではない、何より「只今犬之儀申上候事不宜」という至極真つ当な判断が示された。守夏は、江戸在住中の山田奉行と再度面談されたい旨を伝えるが、とりあえずはこれを受け入れた。

江戸で橋本権之助という武士が、犬を傷つけた罪で死罪に処せられたことは良く知られている。この事実も、同年の一〇月末には帰国した山田奉行から神宮に伝えられた。こうした時代状況のなかで、「形ばかり」と唱えながらも犬狩の実施を主張し続ける神宮神官たちの感覚には驚かざるを得ない。だが、山田奉行やまた協議に応じた幕閣も、神宮の事情に配慮した対応を取っていることも確認しておきたい。

#### （2）後期の犬狩制限と復興願

生類憐れみ令が施行されていた時期には、神宮は形のみ・名目ばかりの「犬狩」の許可を求めた。では通常の犬狩はどのような実態を持っていたのか、また生類憐れみ令が撤回され「復興」された犬狩は、幕末までそのまま継続したのだろうか。

定例の犬狩の変遷を概観してみよう。文久二（一八六二）年一〇月に、山田奉行所の求めに応じて、外宮長官が江戸時代中の遷宮に伴う犬狩について書き上げた覚書がある<sup>30</sup>。

#### 覚

- 一、寛文御造宮之節者 宮中徘徊之犬追出し所々ニ而取斗申候
- 一、元禄御造宮之節者 宮中徘徊之犬追出し所々ニ而捕、三方中方
- 一、三河路へ追遣し申候
- 一、宝永御造宮之節者 宮中方々板かこひ從御公儀被為仰付、板かこひ之内ニ而御材木取捌申候

一、享保御造営之節者、古法之通犬狩仕候様被為仰付候二付、宮中  
方追出し所々二而取斗申候

一、寛延明和寛政御造営之節、右同様被為仰出取斗申候

一、文化御造営之節者、宮中方犬追払候様被為仰出候

一、文政御造営之節者先格之通取斗候様被為仰出候

一、天保御造営之節者可為先格之通、尤殺不申様可取斗旨被為仰出  
候

右之通先格二御座候、以上

十月 外宮長官

三か条目の「宝永御造営」（遷宮は宝永六〔一七〇九〕年）が、先に  
検討を加えた事例に当たると、遷木が到着し、恒例ならば犬狩が行われる  
時期がちょうど生類憐れみ令と重なり、「板かこひ」が築かれた訳であ  
る。寛文九（一六六九）年はもちろん、元禄二（一六八九）年の遷宮時  
には、遷木が着いた時にはまだ生類憐れみ令は発令されていない。元禄  
二年造営時に三方会合から犬を捕らえて三河に遣わしたとあるのは、遷  
木着岸に伴う犬狩に代えたのではなく、憐れみ令発布の後、つまり遷宮  
年の数年以内に行われたことではなかっただろうか。

生類憐れみ令が撤回されてから最初の遷宮を迎えた享保造営時（遷宮  
は享保一四〔一七二九〕年）、遷木の着岸が近付いた享保七年五月頃か  
ら両宮の間で犬狩の再興についての相談がなされている。五月三日の外  
宮家司大夫から内宮家司大夫に宛てた書状によると、三方会合から、神  
宮と申合わせて犬狩について奉行所に注進することが提案された。ここ  
で、神宮ではなく住民組織が主体となっていることに注目しておきたい。  
「注進」の時期や形式（内宮は宇治会合とは無関係に神宮単独で行う）、  
先例の確認等でやりとりがなされた後、内宮は五月一五日に、外宮と三

方会合はその翌日に山田奉行所に犬狩の「注進」を行った。奉行所の承  
認を受けて、住民組織に「古例之通」として犬狩が命じられている。

山田奉行所側は、今回は犬を防ぐ板囲いを幕府に申請しても認められ  
ないだろうとの判断から、「古法之通」「先格之通」の犬狩（の復活）を  
命じた。なお内宮側は、犬狩について山田奉行所へ「出願」したとの認  
識を拒絶する。本来は奉行所とは関係なく神宮が二郷年寄に命じて行  
うもので、今回のことは元禄年間には犬狩を行わず犬囲いを築いたとい  
う事情から伺ったに過ぎない、との立場を取った。だが、以後は奉行所へ  
の届け出が定例化することとなる。

先に記したように、犬狩は御木曳きや白石持ちと同様に、宇治・山田  
の住民が「神領民」として伊勢神宮に奉仕する儀礼的な役であり、原初  
的には「領主」としての伊勢神宮に賦課権限があった。だが結果的にせ  
よ元禄生類憐れみ令を契機として、以後は犬狩に山田奉行所の承認を必  
要とするようになった。江戸時代に伊勢神宮が、門前町たる宇治・山田  
に対して持つ領主権は極めて弱く、実質的には山田奉行が行政的な支配  
を及ぼしたのだが、その体制がより強まったのだと評価できる。

さて右の文久二年の覚書によると、明和六（一七六九）年、寛政元  
（一七八九）年の各遷宮時には、享保の遷宮の通り、犬を宮中から追出  
し「所々二而取斗」という措置が取られている。「古法」「先格」に基づ  
く「取斗」の意味するものは、犬の殺害であった。生類憐れみ令によ  
って中断した犬狩が「再興」された享保時に、無益の殺生を避けるよう  
にとの奉行所用人・小野伴蔵の内々の打診に対して、神宮は「手向ひ致候  
犬ハ自然と殺申候様之義も有之様ニ承伝候」と返答している。直接担当  
するのは住民組織側であり、慎重に伝聞による表現を取っているが、殺  
生を否定してはいない。小野伴蔵はこれを了承し、「先格之通ニ被成候

得者勝手次第」と伝えていた。

嘉永二（一八四九）の遷宮を控えた天保一三（一八四二）年一〇月二〇日に神宮は犬狩を申請するが、その際に山田奉行所の用人（取次・市川弁治）から「右犬狩之儀、打殺し候儀哉、又者追逃し候儀哉」が問われる。神宮側はその場で「追逃不申、打殺し可申様存候」と返答した。そして犬狩は、山田奉行が交替することに江戸で差し上げている「由緒覚」にも説明していることだ、と主張する<sup>(31)</sup>。翌日両宮と宇治・山田住民組織の代表が呼び出され、山田奉行所の用人・中川善十郎より再度犬狩について問い質される。落とし穴で追い落とししているとの風聞もあるとして、「何之無弁畜生を殺候義ハ能登守も甚不便ニ被存」と、山田奉行落合能登守道一の意志を伝えた。神宮側は、打ち殺すのが「先格」であったが「殺不殺義者年寄之了簡」と、住民組織の判断で神宮側は関知しないと返答する。この数日後、犬狩が実施されたが、やり方に変更が加えられたのか否かは確認できない。だが先に見た覚書で「天保御造営之節」（嘉永二年遷宮）に「殺不申様可取斗旨被為仰出候」とあるのは以上のようなやりとりがあったためである。

なお「文化御造営之節」（文化六年遷宮）には、「宮中犬追払候様」とのみ仰せ出され、明文化されてはいないが「所々ニ而取斗」<sup>32</sup>犬の殺害が否定されたかのようにも読み取れる。ただ享和二（一八〇二）年一月、翌年閏一月、二月に実施された犬狩の際の神宮と山田奉行所とのやりとりは、先例墨守に徹するものであった。因みに『宇治山田市史』では、「旧記」を典拠に文化三（一八〇六）年に山田奉行に就任した小林築後守正秘の意志により、犬狩が廃止されたとする。根拠とする「旧記」はいかなる史料か判明しないが、「犬狩」自体は以後も継続しており、事実ではない。だが、この時に犬狩に一定の規制が加えられて殺害が止

められ、それが覚書の記載に反映したことは想定できよう。天保一三年の神宮側返答との整合性が気になるが、文政一二（一八二九）年、嘉永二（一八四九）年の遷宮時には、少なくとも表向きは、殺さない犬狩が行われたこととなる。

だが、文久二（一八六二）年（明治二「一八六九」年の遷宮を控えていた）に神宮側は、右の覚書を提出するとともに、宮中に犬が徘徊しているとして「寛政以前之通取斗申度」「寛延明和寛政度如先格仕度」と山田奉行所に申し入れた。すなわち、追い払うのみの生ぬるい対応ではなく、以前の如く犬の殺害を伴う犬狩を望んだのである<sup>(32)</sup>。

犬狩は、宮中・宮山と宇治・山田市中の二つの空間で行われ、両者ではその担い手が異なることは先に述べた。神宮神官（宮奉行ら）の手により宮中・宮山から犬が追われ、市中に逃げ出した所を住民たち、なかでも住民組織によって雇われた被差別民が「狩る」のである。宮中への触穢を避けるために動物を殺すという一見矛盾した行為は、それが市中に追われた上でなされること、非人集団の手によって行われることによって解決が図られた。被差別身分集団、拜田・牛谷の民への指揮命令権は三方会合・宇治会合にあるが、彼らが犬を追うだけに留めるか、それとも殺害まで行うかは、神宮の判断（奉行所への出願）と山田奉行所の承認によっていたのである<sup>(33)</sup>。

### おわりに

伊勢神宮領において動物の穢れ、とりわけ犬が強く忌避された様相を見てきた。「文保記」「永正記」の規定に基づき、犬の死や産、そして死体の一部を銜えて参入することを避けるためとして、幕末に至るまで犬

狩が行われた。

だが江戸時代中に犬が原因の市中触穢も、犬の「不浄」により遷木に穢れが及んで破棄された事例も、管見の限り確認できない。先例を重視して公用記録を膨大に蓄積し、随時参考になる記録を検索・参照する伊勢神宮の文書世界に鑑み、少なくとも神官たちの認識としては、幕末に至るまでそうした事例はなかったはずである。だがそれは、犬狩など犬を忌避する制度がうまく機能したためではなく、触穢の認定の問題であろう。人の死でさえも、それを見聞した者の届け出方に工夫を施すことで触穢を避けることが、江戸時代中に一般化した<sup>34</sup>。古来からの規定を墨守したのでは社会が成り立たなくなるための必然であったが、同時に動物を人と同様に扱う観念も後退したことであろう。規定では人に準じて扱われた牛馬の焼死は、一八世紀半ばには触穢を伴わないようになって、同じ頃には犬の穢れ自体を怖れる意識も、認められない。

元禄生類憐れみ令が発令されているさなかでさえ、しかも「犬の囲い」によって触穢を忌避する措置が取られたにもかかわらず、神宮は犬狩の実施を強く求めた。また後期に山田奉行から動物愛護の意向が伝えられても、「旧例」通りの犬狩を志向した。この時期の神宮にとって犬狩とは、触穢の発生それ自体を怖れるのではなく、儀式次第・先例の墨守の意向に基づくことは明らかである。触穢の忌避は、実は真の理由としては強いものではない。神宮世界では何より「先例」と「古格」が大事なのである。

市中においては、参宮人に危害を与える犬を放逐する必要性はあり、また触穢にもつながる犬が宮中近辺を徘徊することには「風聞」が悪いという点があった。触穢発生への危惧よりもこちらの問題が、犬狩をより必要としたのではなかったか。参宮客を相手とする御師が中核となる

住民集団、三方会合・宇治会合が、神宮の意向とは無関係に独自に犬狩を出願することがあったのも、そのためであろう。その限りにおいて、触穢を生む犬を忌避せねばならないとの観念は、宇治・山田の住民たちにも共有されていた。

犬の殺戮は触穢につながりかねないが、それは宮中・宮山という場を避け、かつ非人組織の手によることで、穢れを忌避することができた。さて、被差別民による犬狩（犬殺し）は中世以来のことである。また中世都市京都において、八坂神社などでは犬神人と称される者が従属し、穢れの処理にあたっていたことが知られている。犬神人と犬狩との結びつきは不明だが、あるいは神社世界は犬に対処する被差別民を不可欠な存在としたのではないだろうか。中世京都で被差別民が担った役割は、幕府が直轄する近世都市・京都に引き継がれることはなかったが、神社領である宇治・山田には幕末に至るまで存在し続けた。

規定の上で犬を強く忌みながら、また次第に禁令が出されるようになって、実際には宇治・山田でも飼犬は居た。だが慶応二（一八六六）年一月二十七日には、ある神官が素行不良として蟄居閉門処分を受けた時、吟味の過程で「家二犬沢山有」ということが問題になってもいる。幕末には動物の穢れをめぐって新たな局面を迎えていた。文久二（一八六二）年に伊勢神宮が、「寛政以前」の通りに犬の殺害を伴う犬狩の再興を出願したのは、朝廷の働き掛けにより古式復興の気運が高まっていたこと<sup>35</sup>に加えて、異国人問題が深刻な課題となっていた状況も関係したのかもしれない。別稿で論じたように、異国人と仏教徒、そして被差別民の三者が、朝廷・神社世界から一体となって放逐されようとしていた<sup>36</sup>。肉食と結び付けてイメージされる異国人、肉食による穢れを伴うとされた被差別民、この問題の浮上が動物への視点にも影響を与えた可能性はある。ただし本来の触

穢規定からすれば草食ゆえに区別されるはずの象も、肉食の虎と同様に「異国の獣」として否定された如く、神宮が墨守した本来の穢穢規定の観念とは無関係に、政治・社会状況のなかで穢穢について新たな解釈が施され、適用されていった。

明治五（一八七二）年三月に「宮川内御規則改正」が發布され、速懸を始めとする当地特有の穢穢制度の一切が否定された。このなかに動物の穢れについての言及はないが、これにより、犬を原因とする穢穢の観念とそれを防ぐための犬狩は、消滅した。

〔注〕

- 1) 動物の穢れに関する研究史については後日を期すこととし、本稿では近世伊勢神宮領での問題に限定して論じる。
- 2) 拙稿「拝田・牛谷の民―近世宇治・山田の非人集団―」（『人文論叢』二二〇号、二〇〇五年）
- 3) 横井清「犬狩」（京都部落史研究所編『中世の民衆と芸能』阿吽社、一九八六年）、森野宗明「平安時代における穢穢観と犬」（『文芸言語研究 文芸編』（筑波大学）二二、一九八七年）、黒田日出男『姿としぐさの中世史』（平凡社、一九八六年）、他。
- 4) 拙稿「近世の宇治・山田における穢穢の忌避について」（『人文論叢』二二〇号、二〇〇四年）
- 5) 拙稿「近世の宇治・山田における被差別民禁忌について」（『人文論叢』二二〇号、二〇〇三年）
- 6) 拙稿「幕末異国人情報と伊勢神宮」（佐々木克編『明治維新期の政治文化』思文閣出版、二〇〇五年）
- 7) 『宇治山田市史』の編纂過程で作成された稿本。伊勢市立図書館蔵。
- 8) 「神宮編年記」（神宮文庫蔵）。伊勢神宮長官（一掃宜、一掃主とも称す）機構の公務日記であり、内宮と外宮のそれぞれの分が遺されている。以下の

論述及び引用史料で特に出典を示さないのは当史料、なかでも内宮長官の日記による。なお、先例が記されるなど日記記載年月とは時期が異なる場合と、外宮長官日記を用いた場合に限り、注記を施す。この史料については、神宮史料輪読会編『神宮編年記』（内宮長官日記）慶応元年一〇月一五日（同二年七月七日）（『皇學館大学神道研究所紀要』一六、二〇〇〇年）の「解題」を参照。

- 9) 「神宮編年記」天和三年六月一三日条。山田奉行所の求めに応じて内宮が提出したもの。
- 10) 「神宮編年記」慶安五年九月二二日条。
- 11) 「宇治山田市史資料」
- 12) 天保一五（一八四四）年六月には、遷宮に備えた時期であるにもかかわらず、神宮に接した神官たちの居住空間である館町に犬が多く居るという状況のため、二五日には山田奉行所からも目付が出勤して追い払っている。翌々日には次の廻文が出された。  
同日廻文  
此節 宮中江大致徘徊、不淨有之候者如何ニ候間 御遷宮相済候迄飼犬之儀別而御遠慮可被成候、被飼置候御方茂可有之候ハ、何れ成共御遣し可被成候、以上  
六月廿七日 内宮 家司大夫  
御神主中  
権官衆中
- 13) 「宇治山田市史資料」
- 14) 『神宮御杣山記録 第一巻』（一九七四年、神宮司庁）
- 15) ただし同時代の記録としては確認できておらず、また三河側の関係する史料も見出せていない。
- 16) 「神宮編年記」は内宮分、外宮分のそれぞれがあり総計で三千冊余りにのぼ

るが、主に内宮分について検索した。外宮分（山田）で行われた犬狩については調べが十分ではないが、定例の犬狩についてはほぼ同時期に外宮・山田でも実施されたものと思われる。なお、臨時の犬狩や住民組織の意向で実施された犬狩は、まだ多くの事例があると予測される。

- 17) 『宇治山田市史資料』
- 18) 『神宮御袖山記録 第一巻』
- 19) 『宇治山田市史資料』
- 20) 延享四（一七四七）年四月のことだが、参宮人に山犬が喰い付き、やむを得ず御師の下僕が脇差で切り付けて退治した。夜のうちに日用の者に犬の死骸を下河原へ取り除けさせ、また参道の血に汚れた土を捨てて「清砂」を置き「清浄」にしたと言う。これらの措置は、「触穢」に発展しないように内々で行われたようである。
- 21) 例えば文政六（一八二三）年二月七日時には、市中犬狩と同日に、奥口宮人共四十三人で宮山の犬狩がなされている。ただし、内宮宮域の犬狩に町人足が入った可能性も、否定できない。
- 22) 正徳三（一七一三）年閏五月の事例では、町の大夫は計九名である。
- 23) 『神宮御袖山記録 第一巻』。なおこの時と宝暦一二（一七六二）年一二月には、外宮の周囲に位置する上中之郷町・八日市場町・一志久保町・宮後西河原町・田中中世古町、岡本町、下馬所前野町の七町について、割り当てとは別に人足を出して町方の犬を捕らえるように申し渡している。
- 24) 町々へ割り当てられた人足役を町内でどのように負担したのかは不明だが、享保七（一七二二）年の記録では「任先例若衆中へ申渡シ犬狩始る」とある（『宇治山田市史資料』）。
- 25) 『神宮御袖山記録 第一巻』
- 26) 『宇治山田市史資料年表』（『宇治山田市史資料』に所収）には、万治元（一六五八）年の記事として、「犬狩ノ者褒美銭二百文出コト触」とある。
- 27) 『宇治山田市史 上巻』（宇治山田市、一九二九年）に紹介される「旧記」による。この「旧記」の出典は不明で、また文化年間に犬狩が中止したとするなど信憑性に問題があるが（後述）、一般の住民と非人集団の道具が異なり、犬の殺害が後者に委ねられたことは、十分に考えられることである。
- 28) 塚本学『生類をめぐる政治』（平凡社、一九八三年）、山室恭子『黄門様と犬公方』（文春新書、一九九八年）他。
- 29) 五十間×二間半のものや二十五間×二十二間のように正方形に近いもので、用材に応じて形状は様々である。
- 30) 『神宮編年記』（外宮長官日記）文久二年一〇月二五日条。
- 31) 『三重県史資料編 近世2』（三重県、二〇〇三年）に、文化一三（一八一六）年に新任の山田奉行に提出された「内宮由緒覚」が収載されているが（No.183史料）、その第四十九、五十か条目に「犬吟味之義」として記されている。
- 32) 山田奉行所は神宮の伺いに理解を示しながらも「犬殺不申候様」との指示を下した。
- 33) 犬の捕獲・殺戮には、追い立てて網に掛けるほか、落とし穴に追い込む方法が採られたようだ。なお、天保一一（一八四〇）年一月には狼が神路山（宮山）に出るとの風聞があり、同四日に「飼丁頭」の者より、狩人を宮山に入れることが提案される。神宮は鉄炮を所持した者が宮中に徘徊することは許されないとした。宮山で動物を撃ち取れば、触穢が宮中に及ぶからである。だが、狼が宮山から出るのを待ち、宮外で討ち取ることは構わないとしている。あるいは犬についても、鉄炮での討ち取りがなされた可能性もあろう。
- 34) 前掲拙稿「近世の宇治・山田における死穢の忌避について」
- 35) 文久三（一八六三）年に朝廷からの勅使は、神宮の触穢禁忌の徹底を図る令達を下すが、そのなかに「馬牛犬等、子ヲ産ム時ハ其家穢レアリ。心得有ルベキ事」の箇条がある（『宇治山田市史 下巻』、一九二九年、宇治山田市役所）。
- 36) 前掲拙稿「幕末異国人情報と伊勢神宮」